




技 師	副 所 長	課 長	主 査	担 当	合 議
課 長	専 決				

十林務第 30065-2 号

平成 21 年 3 月 11 日

上士幌町長 様

北海道十勝支庁長

補助金の交付の決定及び額の確定について（通知）

平成 20 年 11 月 28 日申請の平成 20 年度森林環境保全整備事業（秋期）について、別紙指令書のとおり補助金の交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

（産業振興部林務課造林係）

平成 20 年 11 月 28 日申請の平成 20 年度森林環境保全整備事業（秋期）育成単層林整備に対し、金 1,357 万 3,557 円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 21 年 3 月 11 日

北海道十勝支庁長 岡本 光昭

1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費（円）	補助金の額（円）
流域育成林整備事業 保育（植栽型） 除・間伐	13,528,905	5,411,553
被害地等森林整備事業 人工造林 特殊地拵	20,405,015	8,162,004
うち道州制分		
計	33,933,920	13,573,557

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

- (1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。
- (2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、団地間伐作業道及び長期育成循環作業道（以下「育成単層林作業道等」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（以下「要領」という。）第 1 の 4 の(5)の規定に基づき整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業道等（育成単層林作業道等を含む。以下同じ。）の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして

支庁長が認めた場合を除く。)は、当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。ただし、要領第1の4の(5)の規定に基づき整備する作業道等の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

- 5 必要に応じ、補植及び成林に必要な保育管理を行わなければなりません。
- 6 流域育成林整備事業における事業主体は、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合において、当該施行地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵えに係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 7 公的森林整備事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、整理伐を行った場合、当該施行地につき、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 8 公的森林整備事業、流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号)に基づき締結された長期育成循環施業協定及び市町村に提出した同意書に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると支庁長が認めた場合を除く。)及び立木の材績が長期育成循環協定に定める維持すべき立木の材績を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額の返還を命ずることがあります。
- 9 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることがあります。
- 10 補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、事業完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 11 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、支庁長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。

また、支庁長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を道に収納させることがあります。
- 12 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長に届け出るとともに当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当の返還を命じる場合があります。
- 13 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的

に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはなりません。

- 14 森林組合長等が補助金を代理受領する場合は、全額、補助事業者に直接配布しなければなりません。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができます。
- 15 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 16 補助金の受領者は、その支払を明らかにした書類を 5 ヶ年間（当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して）は、整理保管しなければなりません。
- 17 補助金の申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の 100 分の 25 に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないとして申請した補助事業者は、補助金の申請後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、同法に規定する別記様式 2 によりその金額等を速やかに支庁長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

（産業振興部林務課造林係）

平成 20 年度 7 期 造林事業補助金交付内訳書

事業の種類	支庁	市	町	村	申請方法	採択判定
611 シヨカンハツ (タンクリン)	14 トガチ		03 カシホロチヨウ		3 シチヨウ	

事業区分	申請番号	氏名	消費税	面積 ha	施設		内容				標準単価 円	標準経費 円	実行経費 円	査定 係数	査定経費 円	うち消費税 補助金額 円	
					樹種	林種	傾計	回数	散布方法	伐木作業内容							核打(私)高
				積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha	面積 ha
	2500117	カシホロチヨウ	9	100	16	1	2	2	000	19519	134336	143424	217498	4349			
	2500118	カシホロチヨウ	9	540	15	1	1	2	000	16386	112776	650185	985986	19719			
	*****			4611							7579266	8513882	12884746	257662			
合計				18	7958184						7958184	8939557	13528905	5411553			

事業実績書

(事業の区分 流域育成林整備事業)

番号	事業主体名	施行地	事業区分	事業の種類	事業細目	補助区分	事業内容				備考		
							樹種	林齢	面積等	苗木本数		肥料・薬剤	
												種類	数量
5001-01	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	森林施業計画	カラマツ	29	12.36			2-194 上士幌町	
5001-02	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	森林施業計画	カラマツ	29	1.00			2-248 上士幌町	
5001-03	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	森林施業計画	カラマツ	29	1.00			2-249 上士幌町	
5001-04	上士幌町	オンウシナイ	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	森林施業計画	カラマツ	35	5.76			32-6 上士幌町	
5001-05	上士幌町	勢多	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	森林施業計画	カラマツ	23	5.75			13-45 上士幌町	
5001-06	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	25	0.76			1-80 上士幌町	
5001-07	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	25	0.40			1-85 上士幌町	
5001-08	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	25	2.60			1-100 上士幌町	
5001-09	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	16	0.36			5-54 上士幌町	
5001-10	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	16	1.36			5-118 上士幌町	
小計									31.35				

事業実績書

(事業の区分 流域育成林整備事業)

番号	事業主体名	施行地	事業区分	事業の種類	事業細目	補助区分	事業内容				備考		
							樹種	林齢	面積等	苗木本数		回数	肥料・薬剤 種類
5001-11	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	16	2.36				6-51 上士幌町
5001-12	上士幌町	上音更	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	25	2.24				6-52 上士幌町
5001-13	上士幌町	上士幌	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	16	0.92				45-65 上士幌町
5001-14	上士幌町	居辺	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	16	1.84				48-20 上士幌町
5001-15	上士幌町	居辺	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	16	0.48				48-24 上士幌町
5001-16	上士幌町	居辺	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	16	0.52				49-65 上士幌町
5001-17	上士幌町	居辺	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	保安林等	カラマツ	16	1.00				50-9 上士幌町
5001-18	上士幌町	居辺	育成単層林整備	保育 (植栽型)	除・間伐	森林施業計画	カラマツ	15	5.40				61-10 上士幌町
小計									14.76				
合計									46.11				